

0～2歳児の認可外保育施設利用保護者の皆様へ

「施設等利用費無償化」のお知らせ

保育施設に通う園児のいる家庭が、経済面で安心して子育てができる環境をつくるため、深谷市では独自の取り組みとして0～2歳児の保育料無償化を実施しています。対象となる方、基準、上限金額は下記のとおりです。この給付（保育料無償化）を希望される方は、施設等利用費無償化認定を受ける必要がありますので、**深谷市役所保育課**でお手続きください。

1. 対象者

次の①～③をすべて満たす深谷市居住の保護者

- ① 4月1日時点で0～2歳の子どもを認可外保育施設に預けている
- ② 保育の必要性がある
- ③ 市民税課税世帯

※次の場合は既に他の制度で無償化のため対象外です。

- ・認可保育施設に在園している場合
- ・新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・新制度未移行の幼稚園に在園しており、在園している園が十分な預かり保育（1日8時間・年間200日以上）を実施している場合

2. 給付上限額

下表の認定区分による認定を受けることで、保育料等が**給付上限額内**で無償となります。

対象	上限額	認定の種類
0～2歳児 ※市民税課税世帯	月額42,000円	施設等利用費無償化認定
0～2歳児 ※市民税非課税世帯	月額42,000円	子育てのための施設等利用給付認定（新3号） ※別の様式での申請になります
3～5歳児	月額37,000円	子育てのための施設等利用給付認定（新2号） ※別の様式での申請になります

留意事項

- ・上記表について、在園する年度の4月1日時点の年齢でご確認ください。
- ・利用した額と上限額を比較し、低い額が給付されます。
- ・0～2歳児の市民税非課税世帯及び3～5歳児については、「子育てのための施設等利用給付」の対象となり、別様式での申請となります。

3. 対象施設

認可外保育施設が対象となります。対象となる施設・サービスの事業者が、認可外保育施設に対する指導監督基準を満たし、かつ、所在する市区町村の確認を受けている必要があります。



4. 書類提出先

深谷市役所保育課（各総合支所では受付できません）

提出期限 施設の利用を開始した月の末日まで

※令和5年度については事業開始初年度のため、提出期限を過ぎても年度内は受付いたします。

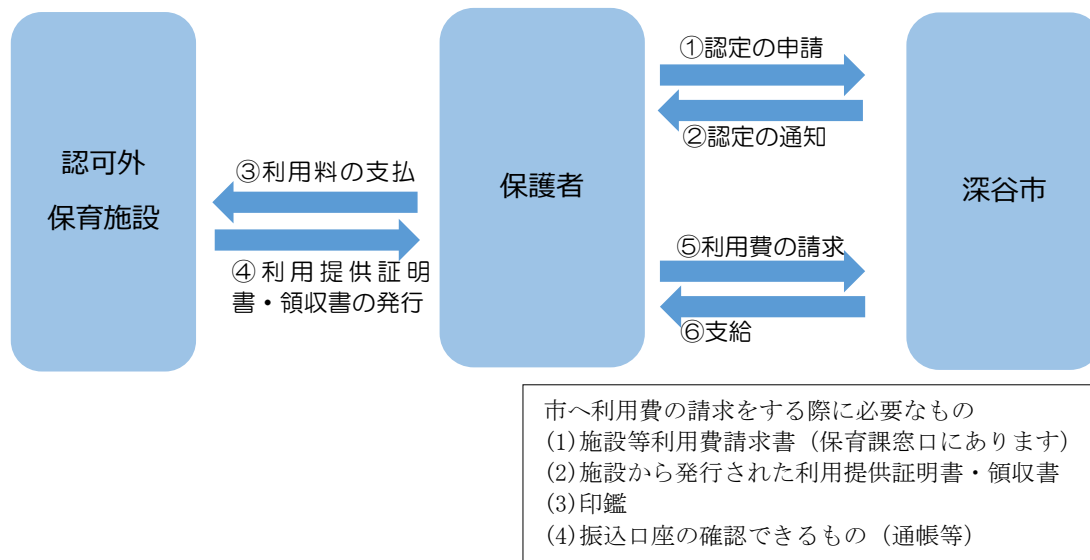
5. 提出書類

- (1) 申請書（施設等利用費無償化認定申請書）
- (2) 保育を必要とする理由ごとに定められる次の書類（父、母で各1枚必要になります。）

保育の必要性の要件	提出書類
就労（月48時間以上の就労で、パートタイム、夜間、居宅内就労等を含む）	就労証明書
妊娠・出産（出産予定月の2か月後の末日まで）	現況届（労働以外） ＋母子手帳の表紙と分娩予定日がわかる書類の写し
保護者の疾病・障害	現況届（労働以外） ＋医師の診断書又は各種手帳の写し
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	現況届（労働以外） ＋（介護が必要な方の）医師の診断書又は各種手帳の写し
求職活動（起業準備含む。認定後およそ90日に限る）	現況届（労働以外）
就学	現況届（労働以外） ＋学生証と時間割の写し

※このほか保育の必要性の基準に、「災害復旧」、「虐待・DVのおそれがあること」があります。必要書類等については保育課までお問い合わせください。

6. 認定から支給までの流れ



利用費の請求については、毎月もしくは数カ月まとめて請求いただけます。請求忘れを防ぐため、4か月に一度は請求してください。3月分は年度切替のため、4月10日までに提出ください。

問い合わせ先

深谷市こども未来部保育課

電話：048-574-8648（直通）